

平成30年11月2日



不適正処理の現状と課題

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課
課長補佐兼広域指導班長 窪田 哲也

1

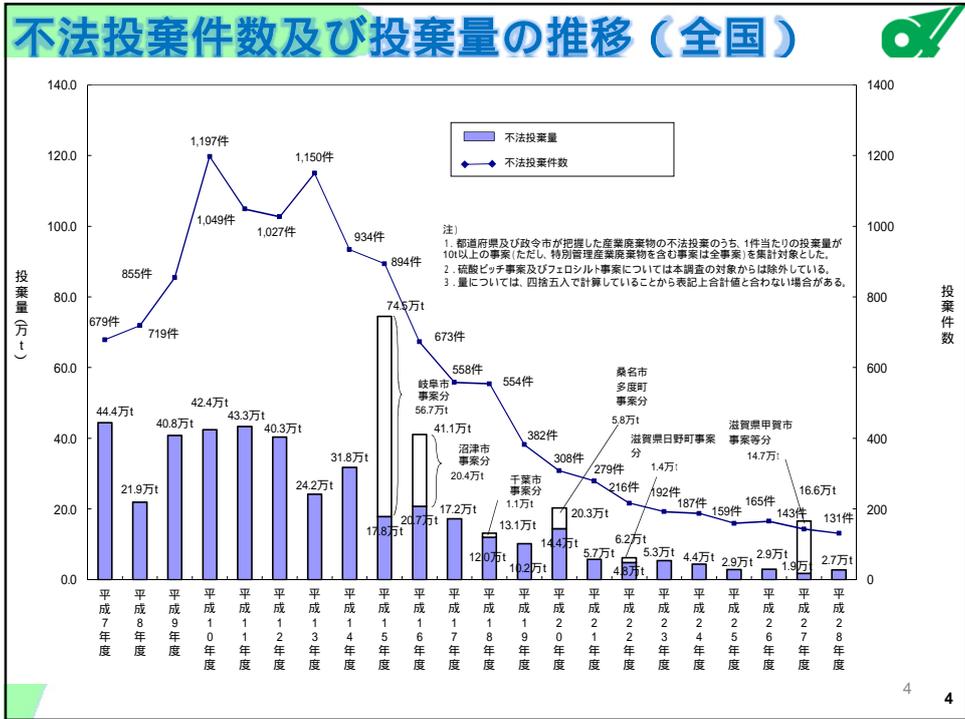
今日のプログラム

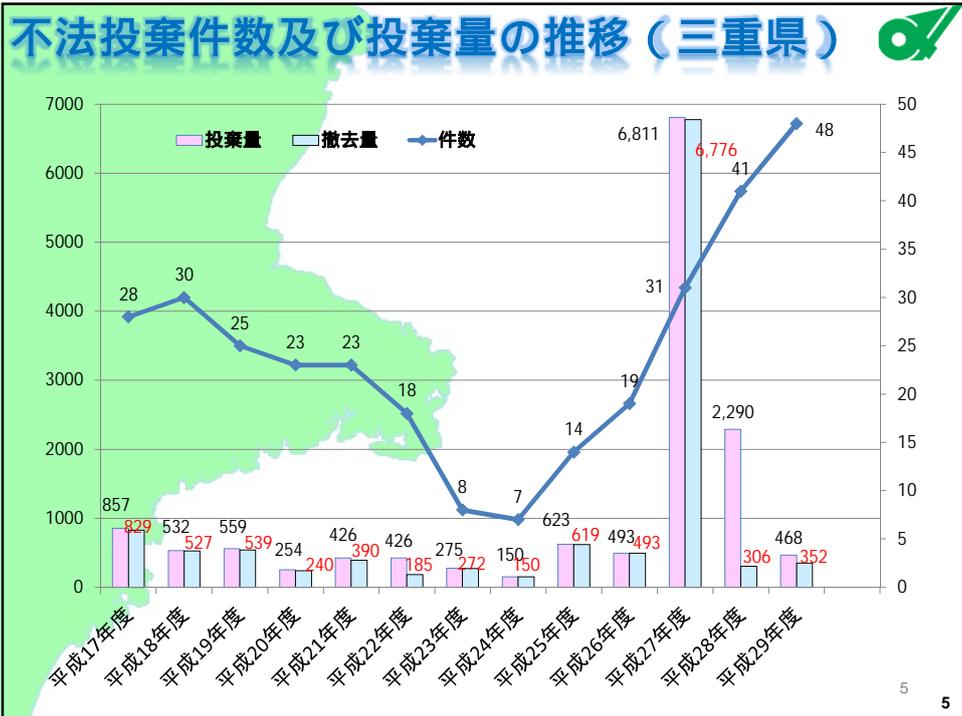
- 1 . 不適正処理の現状
- 2 . 不適正処理防止のためには
- 3 . 廃棄物監視・指導状況
- 4 . 行政処分事例



2

1. 不適正処理の現状





不法投棄は、絶対許さない！

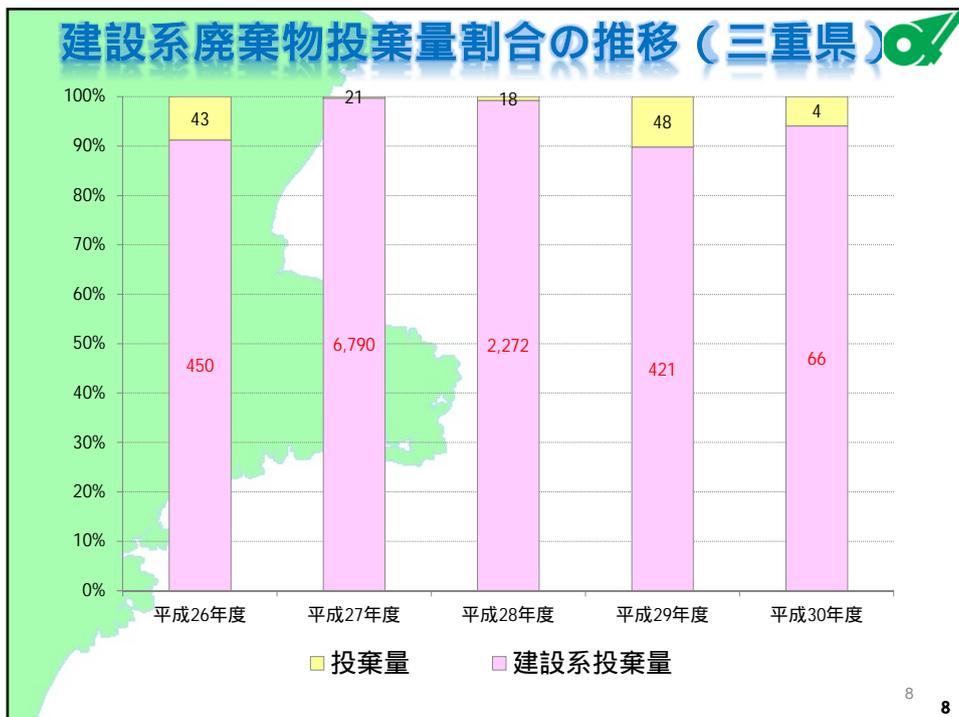
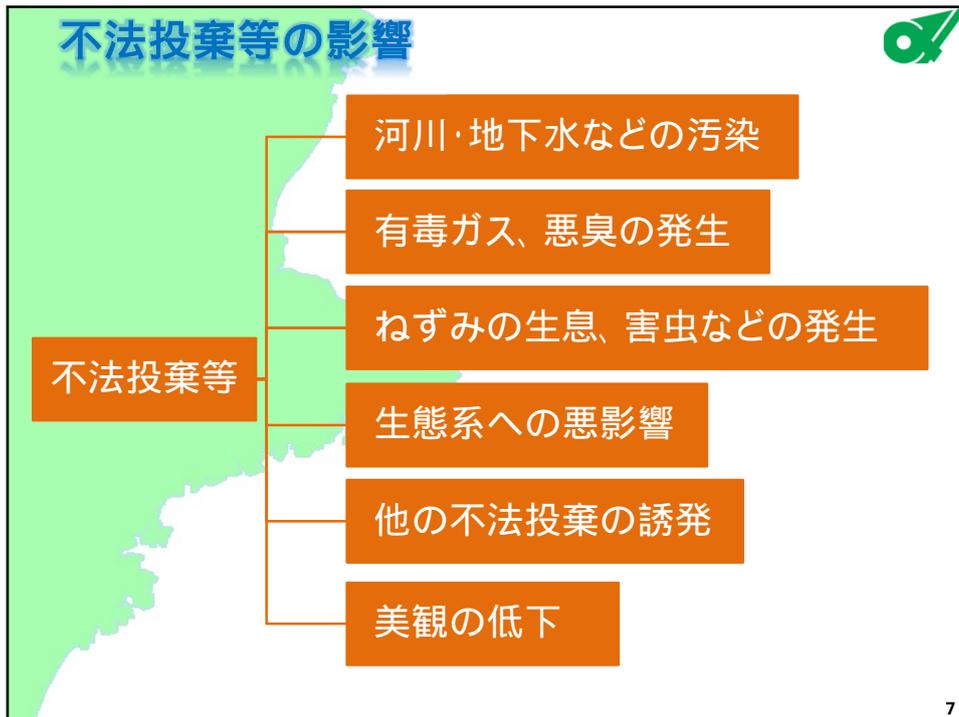
山間部・山林

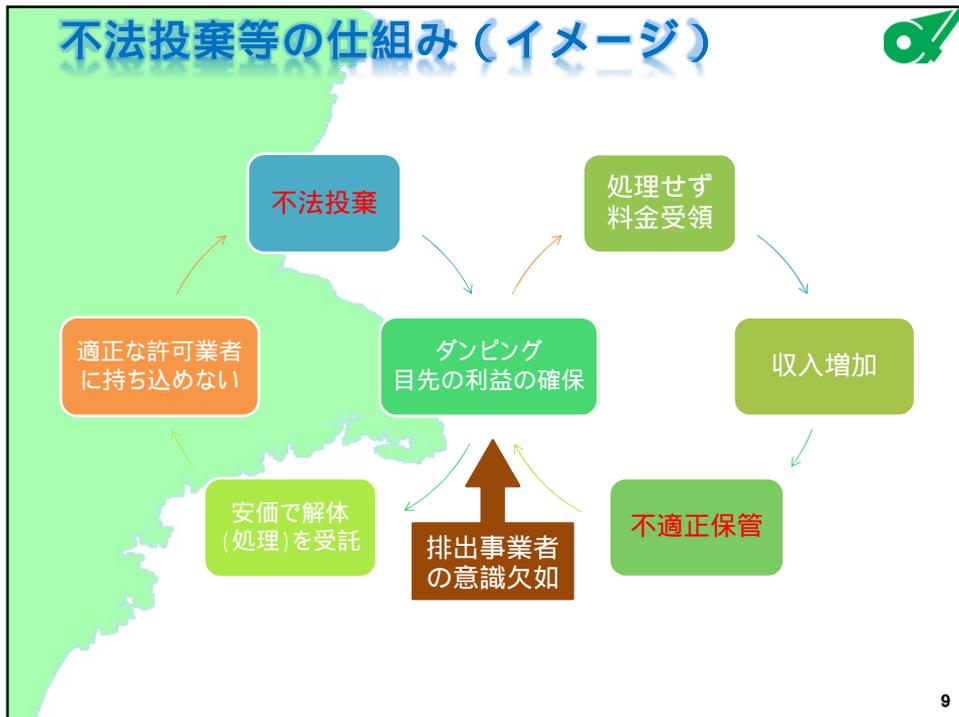
河川敷・堤防

田畑・空地



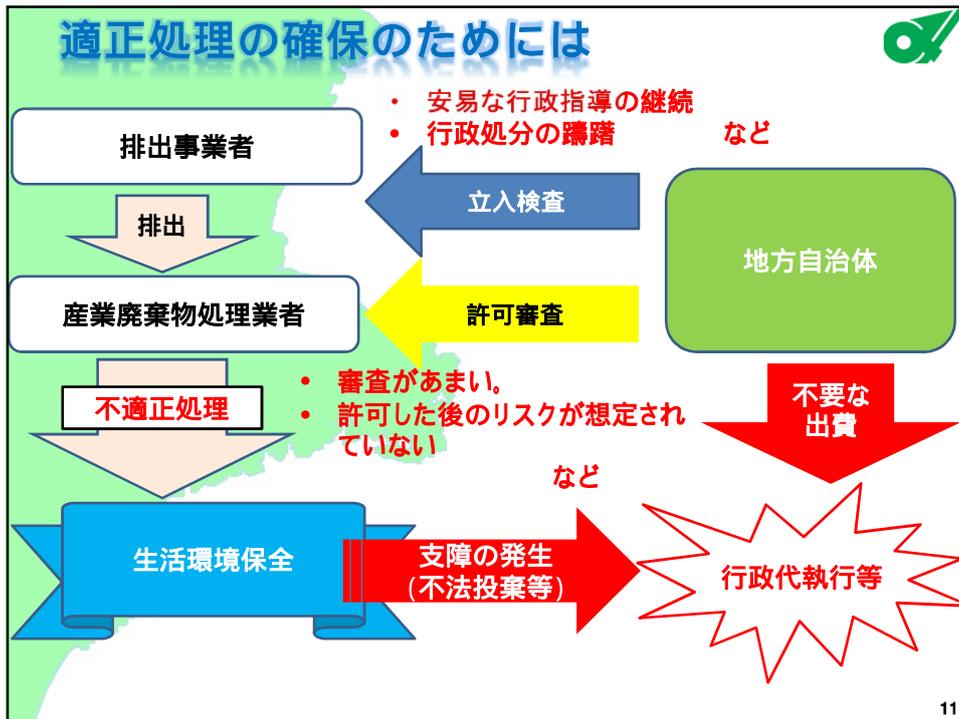






2. 不適正処理防止のために

10



行政代執行（環境修復）

四日市市大矢知・平津事案

【事案の概要】
 産業廃棄物処理業者が安定型最終処分場の許可面積・容量を大幅に超えて埋立を行ったため、有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案
 面積・投棄量：
 約95,000m² / 約2,620,000m³
 許可面積等
 (58,854m² / 1,320,000m³)

【恒久対策の概要】
 雨水浸透防止と廃棄物の飛散・流出防止のため、覆土および雨水排水対策

【行政代執行費用】
約 34億円

12

行政代執行（環境修復）



桑名市五反田事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者による不法投棄された廃棄物が汚染源となり、周辺地下水がVOC（揮発性有機化合物）により汚染された事案

面積・投棄量：
2,906m² / 約27,000m³



【恒久対策の概要】

地下水の揚水浄化と高濃度汚染源の掘削・除去

【行政代執行費用】

約 7.5 億円



13

行政代執行（環境修復）

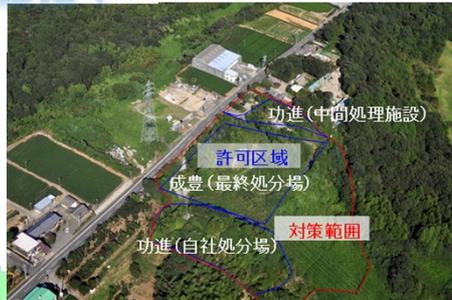


四日市市内山事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者の安定型処分場に許可品目の木くず等の処分や許可容量を超えて埋立処分が行われたことにより高濃度の硫化水素ガス等が発生した事案

面積・投棄量
約20,000m² / 約340,000m³
(許可面積等)
(10,264m² / 101,498m³)



【恒久対策の概要】

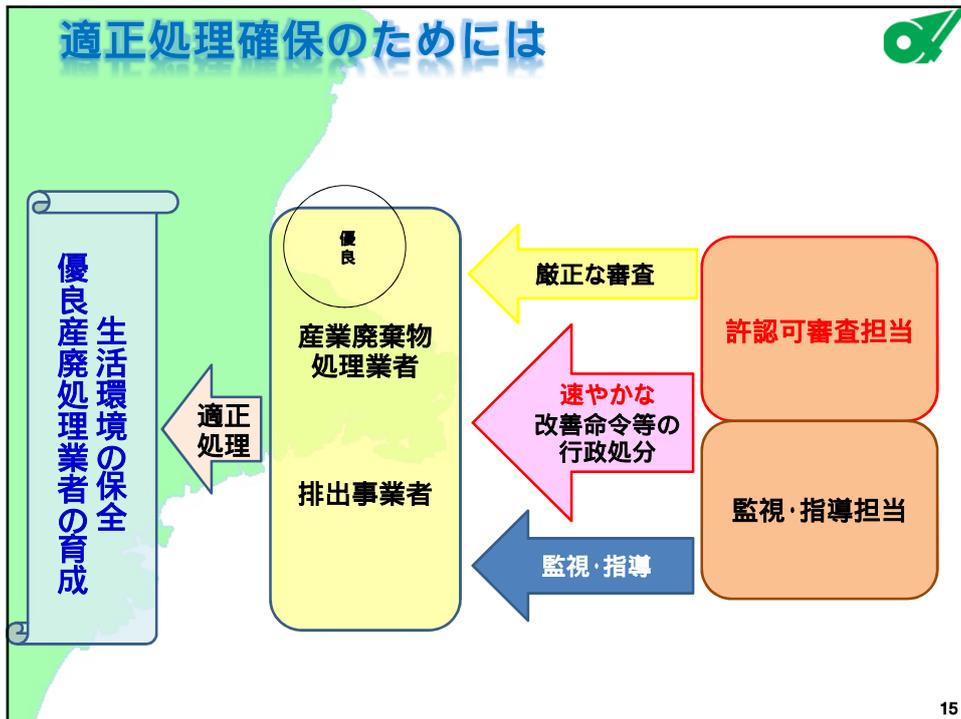
霧状酸化剤による硫化水素の発生抑制と整形覆土工等による雨水浸透防止と廃棄物の飛散・流出防止

【行政代執行費用】

約 2.2 億円



14



3. 廃棄物監視・指導状況

16

廃棄物監視・指導状況の推移



区分	年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
延べ監視件数		5,465	5,083	4,651	3,710	3,990
行政指導・処分	指導件数	2,378	2,246	2,735	1,931	2,021
	文書発出数	227	163	205	269	303
	改善命令	3	0	3	0	0
	措置命令	0	0	0	0	0
	事業停止命令	3	3	3	15	14
	業許可取消	1	0	1	5	3
	施設使用停止命令	0	0	0	9	12
	施設許可取消	2	0	0	2	0
告発		0	0	0	3	0

17

行政処分とは



行政処分の指針 第1 総論

- 1 行政処分の迅速化
 - 違法行為を把握した場合には、生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大を防止するため**速やかに行政処分を行うこと**
 - 命令に従わない場合には産業廃棄物処理業等の許可を速やかに取り消すこと
- 2 行政指導について
 - 行政指導は、行政処分の要件ではないこと
 - 緊急の場合及び必要な場合には**躊躇することなく行政処分を行う**など、違反行為に対しては**厳正に対処すること**
- 3 刑事処分との関係について
 - 公訴が提起されていることを理由に行政処分を留保することは不当であること
 - **刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと**

18

行政処分状況



平成28年度（13事業者、32件の行政処分）

- 産業廃棄物管理票に関する違反……………4事業者
- 委託基準(再委託基準)に関する違反……………2事業者
- 無許可営業・無許可変更に関する違反……………4事業者
- 焼却禁止違反……………2事業者
- その他(許可条件、違反行為ほう助)……………1事業者

平成29年度（9事業者、29件の行政処分）

- 産業廃棄物管理票に関する違反……………4事業者
- 委託基準(再委託基準)に関する違反……………4事業者
- 焼却禁止違反……………1事業者

平成30年8月末時点（7事業者、13件の行政処分）

- 産業廃棄物管理票に関する違反……………2事業者
- 委託基準(再委託基準)に関する違反……………1事業者
- 無許可・無許可変更に関する違反……………2事業者
- 焼却禁止違反……………2事業者

19

4. 行政処分事例



20

よくある行政処分

(産業廃棄物管理票に関する違反)

- **管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載違反**
産業廃棄物等管理票を交付せず、又は必要な事項を記載せず、もしくは虚偽の記載をしたこと

【罰則】

6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

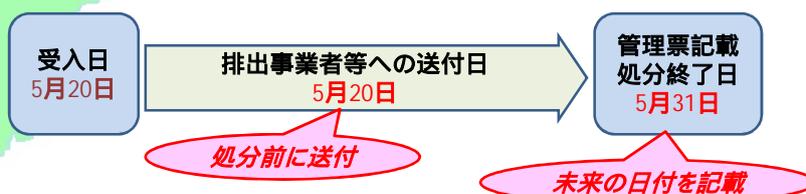
→事業の停止30日間、処理施設の使用停止30日間

21

行政処分手例1 (虚偽管理票写しの送付)

【概要】

- 産業廃棄物中間処分業者への立入検査で産業廃棄物管理票(マニフェスト)を確認
- 中間処理前の**廃棄物が保管**されているにもかかわらず、当日受入れた廃棄物も含めて、全ての**マニフェスト**が既に排出事業者及び収集運搬業者へ**送付済み**
- また、マニフェストの処分終了年月日に**未来の日付が記載**
- 排出事業者への立入検査で、未来の日付が記載されたマニフェストが保管されていることを確認



22

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

発年月日 平成 年 月 日	交付番号 20398089994	整理番号	交付担当者 氏名
排出者 氏名又は名称 住所 〒 電話番号	排出事業場 名称 所在地 〒 電話番号		
種類 (普通) の産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 7424 燃えがら (有害) <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 1300 汚泥 (有害) <input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油 (有害) <input type="checkbox"/> 7425 廃油 (有害) <input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 1400 鉱さい <input type="checkbox"/> 7100 強酸 <input type="checkbox"/> 7426 汚泥 (有害) <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 7110 強酸 (有害) <input type="checkbox"/> 7427 廃酸 (有害) <input type="checkbox"/> 0500 炭アルカリ <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 7200 炭アルカリ <input type="checkbox"/> 7428 炭アルカリ (有害) <input type="checkbox"/> 0600 プラスチック類 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 7210 炭アルカリ (有害) <input type="checkbox"/> 7429 ばいじん (有害) <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物 (有害) <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 7410 PCB等 <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不燃物 <input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず <input type="checkbox"/> 7423 鉱さい (有害)		種類 (特別管理) 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 数量 (及び単位) 荷姿 産業廃棄物の名称 有害物質等 処分方法 備考・通信欄	
開始処理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			
終処分場所 <input type="checkbox"/> 名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			
運搬委託者 氏名又は名称 住所 〒 電話番号		運搬先 (処分場) 名称 所在地 〒 電話番号	
処分委託者 氏名又は名称 住所 〒 電話番号		数量 (及び単位) 有害物質質量 最終処分 終了年月日 平成 年 月 日	
領収者 氏名 受領印		運送者 氏名 受領印	
委託者 氏名 受領印		最終処分 終了年月日 平成 年 月 日	
排出場所 氏名/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)			
発行元: 社団法人 全国産業廃棄物連合会 R100			
		照合確認 B 2 票 平成 年 月 日 D 票 平成 年 月 日 E 票 平成 年 月 日	

処分終了年月日に未来の日付けを記載し、受入時に収集運搬業者にC2票と併せてD票、E票も返送

【違反事項】

- 処分が完了する前に未来の日付を記載したマニフェストを送付
 - ◆ 虚偽の管理票の交付等禁止 (法第12条の4第3項)

運搬受託者又は処分受託者は、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、マニフェストの送付をしてはならない

✓ 処分が終了する前 (未来の日付を記載) に排出事業者等へ送付
- 行政処分 (法第14条の3第1号、第15条の2の7第3号)

法の規定で、違反行為をしたときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令することができる
- 行政処分の基準 (平成23年3月15日付け環境省通知、三重県行政処分要綱)

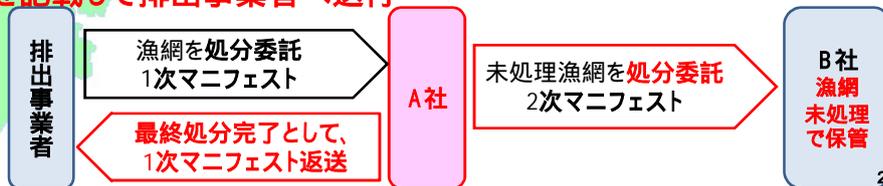
虚偽管理票写しの交付 (法第29条第10号) …… 事業等の停止30日間

行政処分事例 2 (管理票虚偽記載等)



【概要】

- 産業廃棄物中間処分業者B社への立入検査において、処理が困難な廃棄物(漁網)が保管されていたので、 manifestsの事業者(排出者)である産業廃棄物中間処分業者A社へ立入検査を実施
- A社は、中間処分で受入れた漁網を処理が困難だったことから、B社へ**未処理**のまま中間処理後の廃棄物として**処分を委託**
- A社で当該廃棄物の manifestsを確認したところ、既に中間処分完了後に返却する**D票**及び最終処分終了後に返却する**E票**が既に**返送済み**
- D票には**自社で処分していないにもかかわらず中間処理をした**として、E票の最終処分場所欄には、B社とは**別の最終処分業者名等を記載して排出事業者へ送付**



産業廃棄物管理票 (manifests) A票

交付番号: 20398089994

氏名又は名称: [] 住所: [] 電話番号: []

種類 (普通) 産業廃棄物: 0100 燃えがら, 0200 汚泥, 0300 廃油, 0400 廃酸, 0500 廃アルカリ, 0600 廃プラスチック類, 0700 紙くず, 0800 木くず, 0900 繊維くず, 1000 動植物性残さ, 1100 ゴムくず

種類 (特別管理) 産業廃棄物: 7000 引火性廃油, 7100 強酸 (有害), 7110 強酸 (有害), 7200 強アルカリ, 7210 強アルカリ (有害), 7300 感染性産業廃棄物, 7410 PCB等, 7420 廃石綿等, 7422 指定下水汚泥, 7423 鉍さい (有害)

数量 (及び単位): [] 荷姿: []

産業廃棄物の名称: [] 有害物質等: [] 処分方法: []

備考・通信欄: []

管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号): []

他社に再委託したが、自社で処分したと虚偽の記載

処分が終了していないにもかかわらず処分終了したとして虚偽記載し、D票返送

虚偽の最終処分先を記載し、排出業者にE票返送

照合確認: B2票 平成 年 月 日, D票 平成 年 月 日, E票 平成 年 月 日

発行元: 社団法人 全国産業廃棄物連合会 R100

【違反事項】

➤ 処分が完了する前にマニフェストを送付

◆ 虚偽の管理票の交付等禁止(法第12条の4第3項)

運搬受託者又は処分受託者は、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、マニフェストの送付をしてはならない

✓ 再委託し、処分が終了する前にマニフェストを排出事業者へ送付

➤ 虚偽の処分年月日及び最終処分場所を記載したマニフェストを送付

◆ 管理票の虚偽記載(法第12条の3第4項)

処分受託者は、当該処分終了したときは、交付されたマニフェストに必要事項を記載して、期間内に管理票交付者に送付しなければならない。

✓ マニフェストに処分が終了していないにもかかわらず自社で中間処分を行ったと虚偽記載、また、最終処分先及び最終処分年月日を虚偽の記載

27

【違反事項】

➤ 行政処分(法第14条の3第1号、第15条の2の7第3号)

法の規定で、違反行為をしたときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令することができる

➤ 行政処分の基準(平成23年3月15日付け環境省通知、三重県行政処分要綱)

管理票虚偽記載(法第29条第6号) …… 事業等の停止30日間

虚偽管理票写しの交付(法第29条第10号) …… 事業等の停止30日間

28

よくある行政処分

(委託(再委託)基準に関する違反)

- 委託基準違反

無許可業者等へ産業廃棄物等の処理を委託したこと

【罰則】

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又は併科

→事業の許可の取消し、処理施設の許可の取消し

- 再委託基準違反

受託した産業廃棄物の収集運搬及び処分を、自ら行わずに他人に委託した

【罰則】

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又は併科

→事業の許可の取消し、処理施設の許可の取消し

29

行政処分手例3 (委託基準違反)

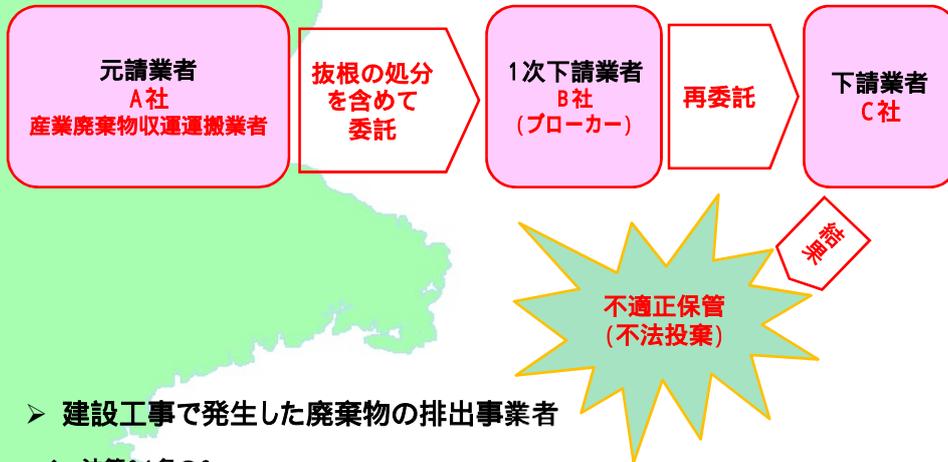
【概要】

- 産業廃棄物収集運搬業者A社が元請負業者として施工する造成工事現場で発生した木くずを不法投棄していると通報
- A社より伐採木は有価物として売却したが、抜根の処理を産業廃棄物処理業(収集運搬・処分)の許可を有しない1次下請B社へ伐採造成工事一式として委託
- 1次下請業者B社から許可を有しない2次下請C社に再委託
- 委託に際して、産業廃棄物処理委託契約書未締結
- 廃棄物の運搬に際して、産業廃棄物管理票未交付
- 抜根はC社の土場に不適正保管



30

【概要】



➤ 建設工事で発生した廃棄物の排出事業者

- ◆ 法第21条の3
- 建設工事が数次の請負によって行われる場合には、当該工事の注文者から直接請け負った者(元請負業者)を排出事業者とする。
- 下請負業者(元請負業者以外)に工事と併せて産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合、当該下請負業者は産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可が必要

31

【違反事項 A社】

➤ 無許可業者への処分委託

- ◆ 委託基準違反(法第12条第5項、第6項)
- 産業廃棄物の処分を他人に委託するときは、産業廃棄物処分業者に委託しなければならない。
- ✓ 産業廃棄物処分業の許可を有しない事業者へ委託
- 処分を委託する場合には、委託契約を書面で行い、定められた事項が含まれ、かつ、定められた書類が貼付されていること
- ✓ 委託契約書に必要な事項が含まれていない

➤ マニフェスト不交付

- ◆ 管理票交付義務違反(法第12条の3第1項)
- 産業廃棄物を他人に委託する場合、産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを交付しなければならない。
- ✓ マニフェストを交付せずに産業廃棄物の引渡し

32

【違反事項 A社】

➤ 行政処分(法第14条の3第1号、第14条の3の2第5号)

- 法の規定で、**違反行為をしたときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令することができる。**
- また、**違反行為をしたときで、情状が特に重いときは、許可を取り消さなければならない。**

➤ 行政処分の基準(平成23年3月15日付け環境省通知、三重県行政処分要綱)

無許可業者への委託(法第25条第6号)……………許可取消し
委託契約書の未締結(法第26条第1号)……………許可取消し
管理票交付義務違反(法第29条第3号)……………事業等の停止30日間

- 委託基準違反は、情状が特に重い違反に該当するが、過去に行政処分を受けておらず、速やかな是正措置及び再発防止策を講じ、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないことから事業停止90日間を命令

33

行政処分手例4(再委託基準違反)

【概要】

- 平成29年7月18日、**産業廃棄物処分業者A社**への立入検査にて、7月17日に産業廃棄物処分業者B社、7月18日に産業廃棄物処分業者C社に処分を委託したことを確認
- 同日、社長から7月初旬に破砕施設が破損し、木くずの保管量が多いため、**再委託であることは認識していた**が、7月17日と18日の2回未処理の**木くずを再委託**したと聴取
- 調査の結果、排出事業者7者から産業廃棄物の処分を受託したにもかかわらず、7者の承諾を得ずに、B社とC社に再委託していたことが判明



34

【違反事項 A社】

➤ 排出事業者に無断での再委託

◆ 再委託基準違反(法第14条第16項)

- 受託した産業廃棄物の収集運搬又は処分を再委託してはならない
- ✓ A社は自社で処分することなく他の産業廃棄物処分業者で処分
- 再委託する場合には事業者の承諾等の基準に適合する必要
- ✓ 排出事業者の承諾等は一切無い

➤ 行政処分(法第14条の3第1号、第14条の3の2第5号)

- 法の規定で、違反行為をしたときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令することができる。
- また、違反行為をしたときで、情状が特に重いときは、許可を取り消さなければならない。

➤ 行政処分の基準(平成23年3月15日付け環境省通知、三重県行政処分要綱)

再委託基準違反(法第26条第1号)……………許可取消し

- 再委託基準違反は、情状が特に重い違反に該当するが、過去に行政処分を受けておらず、速やかな是正措置及び再発防止策を講じ、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないことから事業停止90日間を命令

35

よくある行政処分

(無許可営業・無許可変更に関する違反)

● 無許可営業

許可を受けないで、産業廃棄物の収集運搬、処分を業として行うこと

● 無許可変更

事業の範囲を変更しようとするときに、許可を受けないで産業廃棄物の収集運搬、処分の事業を行うこと

【罰則】

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又は併科

→事業の許可の取消し、処理施設の許可の取消し

36

行政処分事例 5 (無許可変更)



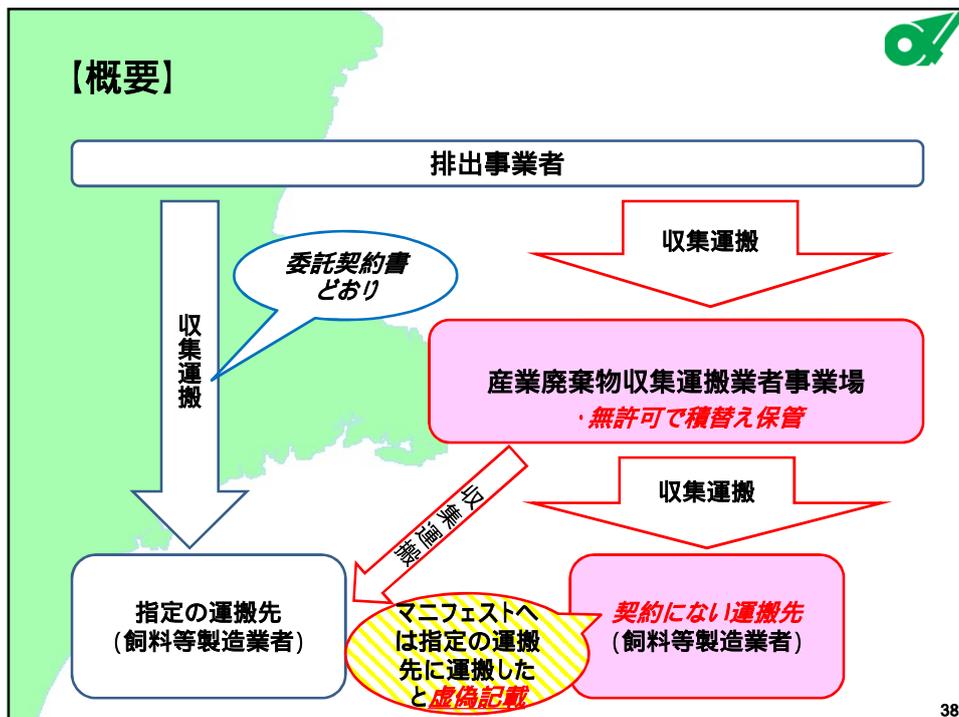
【概要】

- 産業廃棄物収集運搬(積替・保管を除く。)業者の事業場へ立入検査を実施したところ、収集運搬を受託した産業廃棄物(動植物性残さ)を保管していることを現認
- 関係者に対して廃棄物処理法第18条に基づき報告の徴収及び立入検査を実施し、受託した廃棄物を恒常的に積替え保管し、排出事業者指定の運搬先以外に売却し、マニフェストへ指定の運搬先に運び込んだと記載していたことを確認
- 当該廃棄物は運搬先で有価買取されるが、排出事業者は廃棄物として収集運搬を委託していること、運搬費が買取価格を上回ることから運搬中は産業廃棄物に該当
- 積替え保管の理由は、運搬先の受入基準に適合しているかを検品していたと主張



37

【概要】



38

【違反事項】

➤ マニフェストに虚偽の運搬先を記載

◆ 管理票の虚偽記載 (法第12条の3第4項)

処分受託者は、当該処分終了したときは、交付されたマニフェストに必要事項を記載して、期間内に管理票交付者に送付しなければならない。

✓ 運搬先を偽ってマニフェストへ指定の運搬先に運び入れたと虚偽の記載

➤ 許可を得ずに積替え保管を実施

◆ 産業廃棄物収集運搬業の無許可変更 (法第14条の2第1項)

事業の範囲を変更しようとするときは許可を受けなければならない

✓ 事業範囲に積替え保管を含まないにもかかわらず、変更許可を得ずに積替え保管を実施

➤ 行政処分 (法第14条の3の2第5号)

• 違反行為をしたときで、情状が特に重いときは、許可を取り消さなければならない

➤ 行政処分の基準 (平成23年3月15日付け環境省通知、三重県行政処分要綱)

無許可変更 (法第25条第3号) …… 許可の取消し

39

よくある行政処分 (焼却禁止違反)

● 焼却禁止違反

野外等で不法な廃棄物の焼却を行うこと

例外的に認められる焼却行為

- ✓ 廃棄物の処理基準を遵守して行われる廃棄物の焼却
- ✓ 伝染病にかかった家畜や森林病虫害が付着している伐採木等の他の法令等に基づく廃棄物の焼却
- ✓ どんと焼き等の風俗習慣上又は宗教行事での必要な焼却
- ✓ 農家が行うもみ殻や稲わらの焼却やキャンプファイヤーでの木くずの焼却等

【罰則】

- 5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこの併科

→ 事業の許可の取消し、処理施設の許可の取消し

40

行政処分事例 6（焼却禁止違反）



【概要】

- 監視パトロール中に野外焼却を行っている土場を発見
- 立入検査を実施したところ、産業廃棄物収集運搬業者の事業場敷地内で素掘りの穴(4.5m × 3m × 深さ1.5m)にて**木くずを焼却処理**していることを現認
- 直ちに**地域警察署へ通報**
- 社長から、資材置場とするために伐採、造成で発生した枝葉等の**木くずを少なくとも3m³**を、従業員に指示し**野外焼却**した旨を聴取



41

行政処分事例 7（焼却禁止違反）



【概要】

- 産業廃棄物処分業者へ立入検査を実施したところ、ドラム缶状の容器で**木くず等を焼却処理**していることを現認
- 直ちに**地域警察署へ通報**
- 従業員から社長の指示で選別した**木くずを約14kg野外焼却**した旨を聴取
- 翌日、同社社長から、焼却物は県内の家屋解体で発生した**産業廃棄物の木くず**である旨、過去に従業員に対して**暖を取る目的での野外焼却**を指示した旨を聴取
- 当日は外気温25℃を超える夏日であり、**暖を必要とする気候**ではなかった



42

【違反事項】

- 木くずの野外焼却
 - ◆ 焼却禁止(廃棄物処理法第16条の2)
 - 何人も、定められた方法による場合を除き、**廃棄物を焼却してはならない**
 - ✓ 基準に合わないドラム缶状の容器での焼却
 - ✓ 当日の気温から暖を取るためのたき火等と認められない
- 行政処分(第14条の3の2第5号)
 - **違反行為をしたときで、情状が特に重いときは、許可を取り消さなければならない**
- 行政処分の基準(平成23年3月15日付け環境省通知、三重県行政処分要綱)
不法焼却(廃棄物処理法第25条第15号)……………許可の取消し

野外焼却や不法投棄の疑いがあった場合は、
警察と連携して対応!



43

最後に!

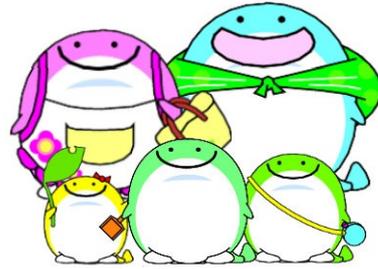
1. 休日、早朝及び夜間監視やヘリによる上空からの監視等、**間隙のない監視**を行い、**不法投棄等の未然防止**に努める
2. 発生した**不法投棄等事案の早期是正**させるため、迅速、的確に対応し、**法令等に基づき厳正に対処**する
3. 市町、事業者、地域活動団体等**さまざまな主体との連携**を強化し**不法投棄を許さない社会づくり**を進める



44



ご清聴ありがとうございました。



45